

「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」の一部改正（案）

平成 27 年 5 月 15 日
（下線部分変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;">デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示 投資信託約款にデリバティブ取引等を行える旨を記載している投資信託においては、本ガイドラインに記載のデリバティブ取引等の管理方法について投資信託約款に記載をするものとし、委託会社のホームページにおいては、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第 38 条の規定に基づき記載するものとする。</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成 27 年 月 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン</p> <p>1～3 (同 左)</p> <p>4. デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示 投資信託約款にデリバティブ取引等を行える旨を記載している投資信託においては、本ガイドラインに記載のデリバティブ取引等の管理方法について投資信託約款に記載をするものとし、委託会社のホームページにおいては、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第 27 条の 3の規定に基づき記載するものとする。</p>